事業番号

0863

			平成24年行政事業レビューシート(厚生労働					労働省)					
事	業名	生活	舌衛生関係営業対策	传費補助金		担当部	局庁		健康局	作成責任者			
	美開始・ 予定)年度		平成23年度	Ę		担当記	果室	生	活衛生課			衛生課長 江 裕	
会計区分		一般会計		施策	名	Y IV — 4 — 5		生の向上・	推進	を図る			
根拠法令 (具体的な 条項も記載) 事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)		生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に 関する法律第63条及び第63条の2				関係する通知				_			
		び営業者の組	織の自主的活動等	等を通じて、その	衛生	水準の維持	向上を	主関係営業(生衛業 :図り、併せて利用者 を図るものである。					
(5行	業概要 行程度以 引添可)	別添参照											
実加	施方法	□直接実施	□委託・討	青負 ■	補助		負担	口交付	口貸付	□その	他		
				21年度		22年度		23年度	24年	度	2	5年度要求	
		予	初予算		_			724	79	7		797	
32.4	新安		正予算		_								
執	算額・ 1行額	┃ 状 ┃ ^{繰ば}	越し等										
(単位	∷百万円)	況	計					724	79	7	797		
		執行額						707					
		執行率(%)						97.7	97.7				
_b		成果指標				単位	21年度	22年度	23年	23年度 目標			
	目標及び 果実績	複数の事業が実施されているため、統一的な成果目標を 設定することは困難であるが、個々の事業については、そ れぞれ成果目標を設定し、外部有識者で構成される審査評 価会にて採択された場合に補助対象とし、中間・事後評価 を実施する等、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。			成果実績		_	_	_		_		
(アウ	アトカム)												
					達成度	%	_	_	_	_			
活動	指標及び	活動指標					単位	21年度	22年度	23年	度	24年度活動見込	
活動	動実績	複数の事業が実施されているため、統一的な成果目標を設定することは困難であるが、個々の事業については、そ			活動実績		_	_	_		_		
		れぞれ成果目標を設定し、外部有識者で構成される審査評価会にて採択された場合に補助対象とし、中間・事後評価を実施する等、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。		(当初見込 み)			(–)	(-	-)	(–)			
	立当たり コスト	2,78704(【算出は困業			算出根拠		 補助金では複数の 推なため算出は困難	 事業が実施されて		と成果		
ar.		基目	24年度当初予算	25年度要求			主な増減理由						
	補助金	養養生確保・振興	342	335					_				
2 4	生活衛生関係 振興指導補助	系営業衛生確保・ 力金	455	462									
2													
- 5 年													
度													
予算内													
内訳													
A)C		計	797	797									

_		事業所管部局による点検								
	評価	項 目	評価に関する説明							
目	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国民の生活に密着した生衛業の振興を図り、衛生水準の維持向上に資するもの							
状・ 況予 算	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	全国に渡る生衛業の振興、衛生水準の維持向上については国が責任を持って実施すべき事業							
の	_	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。								
資金	0	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、選定 及び競争性は確保されている							
の	_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。								
使れ、	0	受益者との負担関係は妥当であるか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、受益者との負担関係は妥当である							
費	0	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、支出 は合理的である							
目・	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査するため、真に 必要なものに限定されている							
*	0	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	外部有識者による審査・評価会にて審査							
活 動 動 実	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。								
績	_	活動実績は見込みに見合ったものであるか。								
成	_	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。								
果実		※類似事業名とその所管部局・府省名								
積	0	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	成果物を生衛業の振興や衛生水準の維持向上に活用している							
ジ り	1	予算監視・効率化チームの所見 本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等 り、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ							
诅	1	本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 那道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ							
诅	1	本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 那道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ りな執行に努めること。							
诅	五	本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 附道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等 、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ りな執行に努めること。							
i i	五	本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 附道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等 、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ 的な執行に努めること。 程算要求における反映状況等)							
近り 野地通り 22や十条	通り 見 犬重り 年り分営 年り分営 1 計に 3 大重り 1 た 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 2 り 分営 また 1 か 1 か 2 り 分営 また 1 か 2 り か 3 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5	本事業は、生衛法の規定に基づき、(財)全国生活衛生営業指導センター 関道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等 、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概	が行う、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、 等に対し、国がその事業について補助するための経費であ がな執行に努めること。 延算要求における反映状況等) 象となっている場合はその結果も記載) 第3弾(再仕分け)」において、平成22年度までの旧補助金 はめコメントとして「集計結果を踏まえ一旦廃止」、「見直し された。これを受け、外部有識者により構成される「生活衛							
近り 野地通り 22や十条	通り 見 犬重り 年り分営 年り分営 1 計に 3 大重り 1 た 1 か 1 か 1 か 1 か 1 か 2 り 分営 また 1 か 1 か 2 り 分営 また 1 か 2 り か 3 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5	が道事業の必要で は事業の必要を 神記 (過まで) 大は、 は一次ででででででです。 は、 ででででででででででです。 でででででする。 でででででする。 でででででする。 でででででする。 ででででする。 でででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 ででででする。 でいるでは、 で	新生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的 での予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概 での予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概 上に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象 を行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分ける 本補助金について「廃止」との評価結果を受けた。取りまと 事業内容を見直したうえで要求すること」とのコメントが付る 討会」を5回に渡り開催し、本補助金の改革案について検討							

厚生労働省

707百万円

生衛法の規定に基づき

- ・(財)全国生活衛生営業指導センターへの補助補助率: 定額
- ・生衛業の連合会及び組合への補助 補助率:定額
- ・都道府県への補助 補助率 1/2



【補助】

A. (財)全国生活衛生 営業指導センター 101百万円

生衛法第57条の10 に定められた事業の 実施

- ・生衛業全般に関する情報収集・提供、調 査研究
 - ・都道府県センター、



【補助】

B. 都道府県(47か所)

466百万円

都道府県生活衛生営業指 導センターに対する補助



【補助】

D. 都道府県生活衛生 営業指導センター (47か所) 466百万円



【補助】

C. 生活衛生営業同業組合 連合会、生活衛生同業組 合

140百万円

業の振興や衛生水準の 向上等を目的とした自 主的活動の実施

生衛法第57条の4に定められた事業の実 施

・生衛業者に対する指導相談

資金の流れ (資金の受け取り先が何を 行っている補足 する) (単 位:百万円)

	A	 x.全国生活衛生営業指導センター	-		E.			
		使 途	金額(百万円)	費 目	使 途	金額(百万円)		
	——————— 人件費	中央指導員4名、研究員1名、補助員 2名の給与	(ロカロ) 60			(B 277)		
	旅費	では、 研修会講師、指導等	11					
	諸謝金		2					
	雑役務費	通信運搬費、消耗品費、印刷製本 費、会議費等	28					
		· 良、五哦良寸						
	計		101	計		0		
	В.	東京都生活衛生営業指導センタ	_		F.			
	費 目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	その他		20			(87)17		
								
費目・使途 (「資金の流れ」								
においてブロッ クごとに最大の								
金額が支出され ている者につい								
て記載する。 費								
目と使途の双方で実情が分かる								
ように記載)	計		20	計		0		
	C.全国理容生活衛生同業組合連合会				G.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	その他	消費者ニーズに対応した技術の開 発・普及事業	8			(
		70 1177 777						
	計		8	計		0		
		D.			H.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		

支出先上位10者リスト <u>A.</u>____

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)全国生活衛生営業指導センター	生衛業全般に関する情報収集・提供、調査研究等	101		

B.

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都生活衛生衛業指導センター	後継者育成支援事業等	20		
2	滋賀県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	13		
3	大阪府生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	13		
4	栃木県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	13		
5	千葉県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	12		
6	鹿児島県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	12		
7	愛知県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	11		
8	北海道生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	11		
9	福島県生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	11		
10	京都府生活衛生営業指導センター	後継者育成支援事業等	11		

C.

<u> </u>					
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国理容生活衛生同業組合連合会	消費者ニーズに対応した技術の開発・普及事業	8	\setminus	
2	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	組織強化のためのリーダー研修会の開催	8	$\Big/$	
3	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	衛生水準の向上・環境保全を図るための事業	8	\setminus	
4	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	衛生水準の向上・環境保全を図るための事業	8		
5	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	後継者育成事業	8		
6	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	クリーニング師研修の受講率向上	6		
7	全国食肉生活衛生同業組合連合会	食肉衛生管理等情報普及啓発事業	6		
8	全国すし商生活衛生同業組合連合会	組織強化、活性化のための事業	6		
9	全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会	食中毒防止とコーヒー文化創造のための情報提供事業	6		
10	全国料理業生活衛生同業組合連合会	冊子「伝えたい(後世・海外・全国)本物の日本料理」	6		

(財)全国生活衛生営業指導センターは、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生衛法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。

事業概要

また、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。

さらに、生衛法の規定に基づき、生衛業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。 る。